

○盛岡・紫波地区環境施設組合会計規則

平成19年3月28日規則第1号
改正 令和2年10月28日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合の会計事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計)

第2条 会計については、矢巾町会計規則（平成19年矢巾町規則第18号）の規定の例による。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「管理者」と、「課長等」とあるのは「事務局長及び技監」と読み替えるものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、会計事務について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日規則第15号）

この規則は、令和2年10月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。